

質問回答

NO.	質問	回答
1	(1) イ 浄化槽の被害対策に関する調査検討について、調査手法は現地ヒアリングや文献調査という理解で宜しいか。また、環境省として該当する調査報告書等の情報を貸与いただけるのか。	調査手法について特段限定しておらず、現地ヒアリングや文献調査を含めもっとも効率的かつ効果的と考えられる調査手法についてご提案いただくこととしている。 なお、令和7年3月31日時点の令和6年能登半島地震に伴う浄化槽等の被害状況と対応状況については以下URLに掲載している。 https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/temporary/disaster1.html
2	(1) ロ 広域連携体制の検討について、自治体に対して3件程度ヒアリングを実施とのことですが、環境省は幾つかの自治体候補を把握されているのか。また、これらの自治体は同一連携にある自治体でもよいのか。異なる連携にある自治体から選出するのか。	仕様書3、(1)ロにおいて、「災害発生後の浄化槽復旧に関して既に広域的連携体制を構築している事例について、その連携体制や取り組みに関する調査を行い、あるべき枠組みについて検討を行う。連携体制の調査に当たっては上記を構築している自治体に対し、ヒアリング（全国想定、3件程度）を行うこととする。」としており、同一連携にある自治体から選出するのか、異なる連携にある自治体から選出するのか、という点も含めご提案いただくこととしている。
3	(1) ロ ①ヒアリング資料について、ヒアリングを行うにあたっての資料とは、質問項目に関する資料という理解で宜しいか。	仕様書3、(1)ロに係るヒアリング資料については、ご提案いただくヒアリング事項、進捗を踏まえ、適切に作成、配布することとしている。
4	(2) 浄化槽の災害対策計画策定と体制整備に向けた支援について、「日本国内の1地域を選定」とあるが、選定の必須条件等、或いは望ましい条件はあるか。また、「浄化槽関係者がとるべき体制の整備に向けた支援を行う。」とあるが、具体的にどのような支援を想定しているのか。	仕様書3、(2)について、日本国内の1地域を選定するに当たって考慮した事由や、浄化槽関係者がとるべき体制の整備に向けた支援の具体も含め、ご提案いただくこととしている。
5	(3) 災害時の浄化槽非該当対策マニュアル（第3版）の改訂について、検討会の開催はマニュアル改訂の着手前に行うのか。または、マニュアル改訂案（たたき台）を検討会で示し、そこでの議論を受けて最終修正する想定なのか、どちらか。	仕様書3、(3)において「マニュアルの改訂に当たっては、収集した情報を包括的に分析し、浄化槽の防災強化及び被災浄化槽の早期復旧に向けて有効な構成と使用法について検討した上で作成すること。作成に当たっては(4)の有識者検討会を実施し、有識者の意見を反映すること」と記載しているとおりである。
6	(4) 検討会開催について、委員8名は環境省として既に選定済みという認識で宜しいか。（受託者選出案不要）	仕様書3、(4)ロにおいて「検討会の委員は、環境省担当官と協議の上、決定する」としており、業務の円滑な進行に資するよう事前に検討を要することとしている。